

# 社会福祉法人「喜寿会」役員・評議員に対する報酬及び費用等に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜寿会（以下「法人」という。）の役員・評議員に対する報酬及び費用等に関する額並びに支給方法について必要な事項を定める。

### (報酬)

第2条 報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事が理事会に出席したときは、1日につき5,000円を支給する。
- (2) 監事が監事監査のため出席したときは、1日につき10,000円を支給する。
- (3) 評議員が評議員会に出席したときは、1日につき5,000円を支給する。
- (4) 研修会等の講師に対して、5,000円から30,000円以内の謝礼金を支給する。
- (5) 理事長の報酬は月額500,000円を支給する。但し、施設（または法人）職員を兼務する場合は、法人給与規程に基づいた職員としての給与、および理事長の報酬として月額100,000円を合わせて支給する。
- (6) 業務執行理事の報酬は月額300,000円を支給する。但し、施設（または法人）職員を兼務する場合は、法人給与規程に基づいた職員としての給与、および業務執行理事の報酬として月額50,000円を合わせて支給する。
- (7) 施設（または法人）職員を兼務する場合は、法人給与規程に基づいた職員としての給与、および理事の報酬として月額20,000円を合わせて支給する。
- (8) 事業担当理事の報酬として月額10,000円を支給する。但し、担当する事業所に出向いて、事業所の管理者又は責任者から所轄業務の状況報告を受け、必要に応じ助言した場合支給する。

### (費用弁償)

第3条 前条に定める者が、その職務のため遠距離に出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の支給方法は、当法人の旅費規程に準じる。